

令和5年度茨城地方最低賃金審議会  
第二回本審議会議事録

令和5年8月2日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年8月2日(水) 午前10時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
清山 玲  
野村 貴広  
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
小坂 祐之  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
舟木 健生  
水出 浩司  
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司  
労働基準部長 稲葉 典行  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 中島 孝紀  
賃金指導官 平戸 直美

## 議事次第

- (1) 中央最低賃金の審議状況について
- (2) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (3) 令和5年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (4) 関係団体の意見書及び意見陳述について
- (5) 要請等について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度第2回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

清山会長

暑い中、皆様ご参集くださりましてありがとうございます。早速ですが、議事を進めさせていただきます。ご協力賜りますようよろしくお願い致します。

なお、本審議会は公開としておりますので、議事録も公開となります。それではまず議題(1)、中央最低賃金審議会の審議状況につきまして、新聞報道などで皆様もご存じのとおりですが、7月28日に目安額の答申がありました。今回は、中央最低賃金審議会会長が体調不良のため、会長代理が動画を作成され、茨城労働局の方に届いておりますので、まずそれを上映し、皆さんで見ます。その上で、具体的な審議に入りたいと思います。事務局に上映の準備をしていただきます。

中島補佐

それでは、これから約13分上映いたします。

川野室長

戎野会長代理の説明については、資料No.1の172ページから177ページの内容になります。

(中央最低賃金審議会戎野会長代理の動画再生)

中央最低賃金審議会の戎野と申します。令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところでもあります

が、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴していただく場を設けることとなった次第です。視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない、ことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を

尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。今年の見安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。まず、賃金についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。次に、通常の仕事の賃金支払能力についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、二極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、労働者の生計費についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準であり

ました。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて持家の帰属家賃を除く総合4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。消費者物価指数の総合、とりわけ基礎的支出項目といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響で一定程度押し下げられております。総合では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最

低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でご提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。具体的には、生産性向上の支援につきましても、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましても、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。さらに、中小企業・小規模事業者にお



いて業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。さらに、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である、という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会にお

きましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

清山会長            それでは、ただ今動画を確認しましたがけれども、事務局から何か補足等がございますか。

川野室長            議題（１）の中央最低賃金審議会の審議状況についてですけれども、ただ今の中賃の会長代理の動画をもって目安伝達とさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

清山会長            今の動画に関して何かご意見、ご質問等この場でございますか。

全委員              （意見・質問等なし）

清山会長            続きまして、議題（２）の最低賃金と生活保護費との整合性につきまして、事務局から説明をしていただきます。

川野室長            茨城県における令和３年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証についてご説明いたします。

資料№. 2、195ページをご覧ください。比較方法については、従前どおり、平成20年度の中賃での目安審議における公益委員見解に準拠しております。生活保護費については、生活扶助基準について、令和２年10月に基準額の改定が行われ、最新のデータであることから、令和３年度の最

低賃金額と生活保護費の比較、検証となります。なお、住宅扶助費の実績値については、最新データである令和3年度、また、加重平均に使用する人口は、最新のデータである令和2年国勢調査による市町村別の人口の数値を用いております。

はじめに、1の生活保護費についてですが、食費などに相当する生活扶助の第1類費は18歳から19歳単身の区分の基準額、光熱費などに相当する第2類費は、市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて人口により加重平均し合計しております。その合計は、68,777円となります。なお、実際の計算過程では、基本的に端数処理は行わないことを申し添えておきます。

また、第2類費には、基準額とは別に冬季加算があり、茨城県内においては、11月から3月までの5か月間、県内一律で、一人世帯で月2,630円支給されます。これを年間12か月に均しますと1,096円になります。さらに、年末に期末一時扶助費が支給されます。市町村ごとの等級区分一人世帯の基準額を加重平均して、年間12か月で均しますと969円になります。ここまでの小計は、70,842円です。住宅扶助費については、茨城県内の一人世帯の実績値22,649円となっております。これらを合計しますと93,491円となります。

次に2の最低賃金、令和3年改定額についてですが、最低賃金額に基づく1か月当たりの手取り額については、令和3年度の最低賃金額879円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じ、税や社会保険料を除く可処分所得、いわゆる手取りを算出する割合0.816を乗じて計算しますと124,660円となります。なお、可処分所得割合0.816については、高知県の令和3年度地域別最低賃金額820円を基に算出しております。令和3年度は、地域別最低賃金が最低額の都道府県、高知県の可処分所得割合が最も低いとい

うことです。

3の最低賃金額と生活保護費の乖離額については、上記の1と2で求めた数値を差し引きますと、月額差額はマイナス31,169円、時間当たりでマイナス220円となり、最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。

次の196ページには、中央最低賃金審議会の資料となっている都道府県ごとの乖離額変動の要因分析と題した一覧表を添付しております。先ほど検証し説明したマイナス220円は、茨城の行の左側の令和3年度データに基づく乖離額と合致しております。

なお、197ページには、本省で作成した最低賃金額と生活保護費の比較、令和5年度を添付いたしましたが、先ほど説明しました月額であり、茨城の行を見ていただきますと合致しております。なお、198ページと199ページは、197ページの比較の一覧をグラフ化したものです。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の最低賃金と生活保護費の整合性につきまして、ご質問等ございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

最低賃金法第9条第3項におきまして、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、と規定されています。事務局からの説明によりますと、令和3年度の数値で生活保護費と最低賃金を比較すると、最低賃金額の方が時間当たりで220円上回っているとのことですが、この点につきまして、一点だけ補足させていただきます。

まず、この資料をご覧になったときに、住宅扶助に関して加重平均が実績値になっています。それで22,000円だと

アパート代にもならないじゃないかと思われる方もいらっしゃると思うのです。住宅を持っていながら生活保護を受けている方の多くは住宅扶助がゼロになります。実際、実績値にするとうなっていますけれども、現時点で、月給ベースで3万円ほど上回っているということになっています。住宅扶助の実績値にこの額を足すと5万円を超えます。県内でアパートを単身者が借りた場合、市場価格とは乖離があったとしても、この差額を上乗せすればアパートは借りられるという状況になっているということをお伝えしたいと思います。そのことが、195ページの一番下に注記されていて、そこまで具体的ではないけれども、中賃の目安によって算出するとこのようになっている。実態ベースではそうではないというご意見等が中賃の議論でもありましたので、一応その議論を踏まえてこうなっていますということと同時に今のような説明を付けさせていただきます。いずれにせよ、当時労働側がかなり強く指摘されていたことを勘案したとしても、今茨城の最低賃金は、生活保護基準を少なくとも単身者ベースでは上回っているということをお伝えしたいと思います。この件以外で、何か皆様の方でご意見、ご質問はございますでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 ないようですので、続きまして、議題(3)の令和5年度最低賃金に関する実態調査結果につきまして、事務局から説明していただきます。

平戸指導官 それでは、私からは本日の資料のうち、主に賃金実態調査結果部分についてについて説明いたします。厚生労働省で実施する賃金実態調査のうち、毎年5月から6月にかけて2つの調査を実施しております。一つは、賃金改定状況

調査、もう一つは最低賃金に関する基礎調査です。

まず、賃金改定状況調査について簡単に説明させていただきます。この調査は、中賃の目安審議に使用する調査であり、全国の市町村を対象に労働者数29人までの事業所に対して、産業別に昨年6月の賃金額と本年6月の賃金額の改定状況について厚生労働省本省で調査を実施しているものです。本省で取りまとめた調査結果が、200ページからの資料No.3となっております。211ページの資料No.4は、改定状況調査からランクごとの賃金上昇率の推移一覧にした表となります。212ページからの資料No.5、地域別最低賃金の未満率、影響率についてはランク別の未満率、影響率の推移表、その次に各都道府県別の未満率および影響率についての一覧となっております。215ページからの資料No.6につきましても、昨年実施した賃金構造基本統計調査の結果をもとに本省で集計した都道府県別の時間当たりの賃金分布を表にした一覧となっております。調査は毎年6月に実施しておりますのでこの標準となる最低賃金は令和3年度、879円の金額が適用されております。茨城が記載されているページにつきましても、一般・短時間計が217ページ、一般のみが230ページ、短時間のみが243ページとなっております。こちらも、中賃の目安審議の資料となっております。

続いて、もう一つの最低賃金に関する基礎調査について簡単に説明いたします。資料No.7、254ページからとなります。調査の概要は記載のとおりですのでご覧ください。集計に当たっては規模別のほか、全労働者と一般労働者、パートなどの短時間就労者別を年齢階層別に分けております。調査結果につきましても、255ページから259ページまでが報告のあった全労働者について集計した総括表、260ページがこの総括表をもとに作成した賃金分布・特性値・未満率一覧表となります。次の261ページにつきましても、参考として分位数等の説明を添付させていただいております。

す。同じように262ページから267ページまでが一般労働者、268ページから272ページがパート等短時間就労者について集計した総括表、及び賃金分布・特性値・未満率一覧表となります。すべての総括表について現行の茨城県最低賃金911円を基準に作成しております。274ページは、基礎調査結果総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係を示したものです。現在の茨城県最低賃金は911円であり、基礎調査結果によれば、全労働者のうち2.9%が最低賃金未満ということになります。引き上げていった場合どれだけの影響があるかを一覧で示したもので、影響率と未満労働者数を表しております。なお、未満労働者数は経済センサスで把握した母集団人数と基礎調査結果人数を割り戻した、推測値となっております。以上が、最低賃金に関する基礎調査の結果になります。

このほか、各種の資料として、275ページ、資料No. 8は2023年7月7日付け日本銀行水戸事務所が発表した茨城県金融経済概況を例年どおり資料としてお配りしています。

このほか、287ページ、資料No. 9、として日本銀行水戸事務所が公表している2023年6月企業短期経済観測調査結果をお配りしました。私からは以上となります。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の調査結果等のご説明につきまして、ご意見、ご質問がございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

念のために補足させていただきますけれども、最低賃金に関する実態調査というのは、原則、30人未満の規模の事業所を対象としています。一部の事業だけは100人以上ということになってはいますが、それを超えるところに関しては除かれた形での未満率、影響率となっていることを補足い

たします。

続きまして、議題（４）に入ります。茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をいたしましたところ、茨城県労働組合総連合関係を含め、合計11件の意見書の提出がありました。事務局から説明していただきます。

川野室長

ご説明いたします。7月3日開催いたしました第一回審議会において、茨城労働局長から茨城地方最低賃金審議会会長あてに、茨城県最低賃金の改正決定について、諮問させていただいたところですが、諮問に際し、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、ただ今、会長から説明がありましたが、審議会会長あてに、意見書が11件提出されております。時間の関係もありますので、ご意見の内容につきましては、お手元の資料をお読みになっていただき、この場では、意見書の表題と団体名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1つ目は、資料No.10、291ページ、7月26日受理いたしました茨城県労働組合総連合様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。

2つ目は、資料No.11、295ページ、7月26日受理いたしました茨城県自治体労働組合連合様から、2023年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。なお、本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述があります。

3つ目は、資料No.12、297ページ、7月26日受理いたしました全日本年金者組合茨城県本部様から、2023年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書が提出されております。なお、本意見につきましても、このあと提出団体からの陳述があります。



4つ目は、資料No.13、299ページ、7月26日受理いたしましたいばらきコープ労働組合様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。

5つ目は、資料No.14、302ページ、7月26日受理いたしました茨城県私立学校教職員組合連合様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。

6つ目は、資料No.15、303ページ、7月26日受理いたしました日本金属製造情報通信労働組合茨城地方本部様から、2023年度茨城県最低賃金の改定にあたって、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。

7つ目は、資料No.16、305ページ、7月26日受理いたしました全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。

8つ目は、資料No.17、307ページ、7月26日受理いたしました全日本建設交運輸一般労働組合茨城県本部様から、2023年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。

9つ目は、資料No.18、308ページ、7月27日受理いたしましたいばらき一般労働組合様から、2023年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書が提出されております。

10番目は、資料No.19、309ページ、7月27日受理いたしました茨城県医療労働組合連合会様から、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。

11番目は、資料No.20、311ページ、7月27日受理いたしました茨城県高等学校教職員組合様から、2023年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の意見書等につきまして、何かご意見、ご質問等

ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

これらそれぞれ、少しずつ違う形でいろいろな情報も入っていますし、内容について審議前に、事前に詳細にお目通しするようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、7月3日の第一回本審におきまして、意見書が提出されご要望があった場合には、この場で意見を聴くことに決定しています。茨城県自治体労働組合連合、全日本年金者組合茨城県本部から、意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人、傍聴席から移動し着席)

清山会長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。どうぞお座りください。それでは、よろしくお願い致します。

濱野陳述人

私、濱野真と申します。所属は茨城県自治体労働組合連合、通称、茨城自治労連で執行委員長をしております。よろしくお願い致します。本日はこのような場を設けていただいたことに関しまして、心から感謝申し上げます。資料の方は、295ページに記載されています。最初に、私たち茨城自治労連は、主に県内の市町村に自治体職員で構成される労働組合です。最低賃金は、私たち市町村職員の賃金にも大きな影響を及ぼしており、大幅な引上げは処遇改善につながることから意見を申し上げるものです。

意見書の2、3に記載している内容について、ポイント

を絞って説明させていただきます。市町村自治体に勤務する非正規職員であります会計年度任用職員は、近年、正規職員が減少傾向にある中で、増加の一途をたどっています。茨城県労働組合総連合、茨城労連の2022年度公契約アンケート調査では、県内44市町村の職員のうち、非正規職員である会計年度任用職員は全体の42.5%もの割合を占めております。そして、会計年度任用職員は、市町村職場で今や正規職員と同じような業務に就いているケースも多く、住民サービスを提供する自治体でも非常に重要な役割を担っているところです。しかし、先ほどの調査でも明らかになったとおり、最低賃金近傍の時給の自治体も多く、昨年2022年の最低賃金の引上げに伴い時給を引き上げたのは県内自治体の約7割、31自治体もあります。昨年わたくしたち自治労連が実施した会計年度任用職員1万3千人に対するアンケート調査では、勤続年数5年以上の方が全体の57%と半数以上であるにもかかわらず、年収が200万円以下の低賃金と答えた割合が59%もありました。官製ワーキング・プアとも言える状態です。そして、会計年度任用職員の8割は女性でした。これは、地方自治体における会計年度任用職員制度が女性労働の上に成り立つ制度であること、また、回答者の年代は、40代から50代の年齢階層が高いことが明らかになっています。そのほか、誰の収入で主に家計を支えているかの質問には、主な家計維持者が自分と答えた割合は、全体の4分の1を占めております。そして、自分と自分を含む複数の家族と合わせると約半数の会計年度任用職員が自らの収入によって家計を支えているということがわかりました。そして、注目すべき部分ですが、その主な家計維持者が自分と答えた会計年度任用職員のうち、年収200万円未満の割合が約半数に達していました。会計年度任用職員制度が世帯収入で200万円に満たない官製ワーキング・プアの労働者と家族を作り出しているこ

とが明らかになりました。また、9割近くは仕事にやりがいや誇りを持っていると答えています。市町村自治体は会計年度任用職員のやりがいに依存したまま、低い賃金に据え置いています。これを最低賃金の側面から、大幅に引き上げることによって、より早期に処遇を改善させることにつながります。そして、性別にかかわらず自立した生計が立てられる賃金とし、ジェンダーギャップを解消する必要性からも、最低賃金の大幅引上げを求めるものです。

さらに、今年この1月24日付けの毎日新聞で報道されましたけれども、今年の最低賃金の引上げに伴い県内の4自治体が最低賃金割れの時給で会計年度任用職員を働かせていたことがわかりました。この事態の背景には、会計年度任用職員の賃金が最低賃金ぎりぎりの低い水準に据え置かれていたことに加えて、今年の最低賃金が大幅な引上げであっても、自治体当局は、公務員は最低賃金法の適用除外であることを盾にして、最低賃金未滿となった賃金の引上げを放置したことが原因です。その後、最低賃金割れの状態は解消されることとなりましたが、先ほどのアンケート調査が明らかにしたとおり、会計年度任用職員の早期の処遇改善を達成するために、最低賃金の大幅引き上げが自治体当局に対して賃金の引上げを強く後押ししていくことが大いに期待されるところです。会計年度任用職員の賃金が改善されることは、正規職員の賃金が改善されることにもつながりまして、住民のいのちと暮らしを守る私たち市町村職場で働く労働者にとって、一番大切なやりがいを持ち続けることができ、安心して住民のための仕事を全うすることができます。

最後になりますが、最低賃金の大幅引上げに加えて、全国一律最賃制もあわせて求めさせていただき、私からの意見陳述とさせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

清山会長            ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につ  
きまして、ご意見、ご質問等ございますか。

全委員               (質問・意見等なし)

清山会長            参考人の方、ありがとうございます。ないようですの  
で、次の方の意見聴取に移りたいと思います。お疲れさま  
でした。

(意見陳述人退席し、傍聴席に移動)

(意見陳述人、傍聴席から移動し着席)

清山会長            意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程  
度で意見書についてご説明をお願いします。よろしくお願  
いします。

渡辺陳述人        私、年金者組合、正式には全日本年金者組合茨城県本部  
の渡辺輝夫と申します。組合と言っても、労働組合ではあ  
りません。主に年金者世代の団体です。年金生活世代と最  
低賃金の件ですが、一言で言って、年金がずっと下げられ  
ています。生活保護基準にも満たない年金者がたくさんい  
ます。無年金者もいます。ですから、そういうことで働か  
ざるを得ない高齢者が増えているという状況に今ありま  
す。そういうことで、是非賃金を上げていただき、高齢  
者の生活の安定にご努力をいただきたいということで意見  
書を出させていただきました。まず、年金者組合をご存じ  
ない方が結構いらっしゃる、何をやっているのかとい  
うことですが、主に年金をいいものにしたいということ  
で、年金をはじめとして、社会保障などをいいものにした

いということで活動をしています。それから、高齢者は一人暮らしが増えていますので、高齢者同士のつながりを大切にしたいということで仲間づくりを始めているという状況にあります。また、年金の切り下げに反対して、国を相手に裁判を起こしていきまして、茨城の裁判も、現在、最高裁の方に行っているという状況ですので、これから注目していただきたいと思っています。本題なのですが、297ページの中にありますけれど、今、コロナ禍で私たちの生活が非常に困難になっています。異常な物価高が年金生活者に深刻な打撃を与えていると言えます。公的年金が今年3年ぶりに絶対額として上がりましたが、いわゆるマクロ経済スライドという制度で物価上昇には追いついていません。かつては、物価上昇そのものをスライドしていたのですが、今そういう状況にはなくて、全体的には年金は下がり傾向にあるという状況にあります。物価が上がって年金が下がると、それはもう最悪の状態です。特に、国民年金だけの人たちは、生活保護基準にも満たない、満額40年掛け金を納めても65,000円程度ということで、とても生活ができないという状況に陥っていると言えます。日本は特に高齢者の就業率が高いとうかがっています。2019年のデータでも、就業率が24.9%、4分の1が働いているという状況なのですが、この15年間で伸び率が5.3%ということで増えています。現在2020年では、高齢者の就業者数が906万人と言われています。これは、年金だけでは生活できないという実態が背景にあります。そしてさらに、重要なこととして、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員ということです。そのうちパートとかアルバイトが52.7%と非常に高くなっています。要するに、働かざるを得ないということなのですが、待遇が非常に低いという問題であります。日本で高齢者が働く理由のトップが生活のためと言われています。ヨーロッパ、EU諸国では、生きがいとか社

会貢献が第一とされています。私たちは、働くなという  
ことではなくて、働く意欲がある人はどんどん働けばいい  
と思っていますし、それもちょうとした報酬を保障されて  
生きがいを持って働く場が確保されるというのが非常に大  
切なことだと思っています。やはり、年金の切り下げと  
か、低賃金労働者が増大することは、個人消費を落ち込  
ませます。年金生活者のほとんどの収入は全部消費に回っ  
ちやいますので、これは社会的にも経済成長のためにも是非  
年金生活者の生活費を確保したいというのが私たちの願  
いです。ということで、是非とも県の最低賃金を時給1,500円  
に引き上げていただきたいと、また、全国一律最低賃金制  
度を実現していただきたいということをお願いしまして、  
私の陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今の意見陳述人の  
方のご説明等について、質問やご意見はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、これで意見聴取を終了いたします。どうもあ  
りありがとうございました。

(意見陳述人退席し、傍聴席に移動)

清山会長

続きまして、議題(5)の茨城県等から要請書等が提出  
されているということです。事務局から説明していただき  
ます。

川野室長

説明させていただきます。審議会会長、また、労働局長  
あてに、3つの要請書が提出されておりますので、ご報告

させていただきます。時間の関係もありますので、要請の内容につきましては、お手元の資料をお読みになっていただき、先ほどの関係団体からの意見書同様、この場では、要請書の表題と要請機関名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1つ目は、資料No.21、312ページをご覧ください。7月24日に、日本共産党茨城県議団の江尻県議、日立市議会議員の千葉市議らが来局され、労働局長並びに審議会会長あてに、物価高を上回る最低賃金の引上げと中小企業支援の拡充を求める要請書が提出されております。

2つ目は、資料No.22、313ページをご覧ください。7月31日に、茨城県の産業戦略部長、労働政策課長らが来局され、茨城県知事から、労働局長あてに、本県最低賃金の改正についてと題した要請書が提出されております。

それから、3つ目としまして、資料とは別に配付させていただいておりますが、昨日8月1日、審議会会長あてに茨城県知事から本件最低賃金の改正についてと題した要請書が提出されております。以上です。

清山会長

ありがとうございます。この要請書につきまして、何かご質問等はございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

それでは続きまして、中央最低賃金審議会から目安額が示されたところですが、労働者側、使用者側双方から、金額審議をするにあたっての基本的な考え方を述べていただきたいと思っております。今回、基本的考え方のみお願いいたします。まずは、労働者側からお願いいたします。

大森委員

それでは私から、労働者側の基本的な考え方を述べさせ



ていただきたいと思ひます。

昨年の審議につきましては、コロナ禍の影響はあるものの、社会活動の正常化も進み、経済も回復基調にある中で行われまして、結果として、全国加重平均で、961円となり、茨城におきましては、32円引上げの911円となったところでございます。しかしながら、この水準では、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円にも満たず、いわゆるワーキング・プア水準にとどまっており、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分であると考えてございます。我々労働者側としては、労使交渉を通じて獲得した労働条件を、地域別最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことが、社会的責務であると考えてございます。そして、最低賃金の引上げによりまして、賃金全体を底上げし、雇用形態に関わらず、将来に展望が持てる社会を実現すべきであると考えてございます。

審議にあたりまして5点ほど申し上げたいと思ひますけれども、1つ目は、地域における労働者の生計費・賃金水準を重視すること。2つ目としては、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること。3つ目として、マクロの経済成長を反映させること。4つ目としては、ランク内の格差解消に努めていくこと。5つ目として、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しながら論議を行ってまいりたいと思ひます。

今年の審議でございますけれども、新型コロナウイルス感染症も、5月に5類への移行となりまして、社会や経済、暮らしにおいても、ウィズコロナからアフターコロナへ移行が始まっておりまして、経済活動は着実に、コロナ禍から正常化へ進みつつあると考えてございます。このような中、多くの業界では人手不足が深刻化しており、また、物価が高止まりし、実質賃金の低下により、私たち労働者、とり

わけ最低賃金近傍で働く者の生活を、圧迫している状況でございます。繰り返しになりますけれども、現行の茨城県地域別最低賃金につきましては911円であり、年間2,000時間働いたとしても年収は182万2千円にしかならず、労働者の、生活の安定に資する額であるとは到底言えないと考えてございます。茨城県における賃金実態、生活実態・生計費を重視した、労働者が健康で、文化的な最低限度の生活できる絶対額での適正な水準確保が必要と考えてございます。具体的には、中央最低賃金審議会から答申されました目安を尊重しつつ、連合が掲げる、まずは、誰もが時給1,000円の到達、に向けて審議に臨みたいと考えてございます。私の方からは以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者側からお願いします。

澤畑委員

使用者側の基本的な考え方をお伝えさせていただきます。始めに、中小企業を取り巻く状況でございますが、足元の物価動向は、2023年6月の消費者物価指数が前年同月比プラス3.3%と高い数値でございますが、同月の国内企業物価指数は、前年同月比プラス4.1%と、依然として消費者物価指数より高い水準で推移をしております。日銀の全国企業短期経済観測調査2023年6月での中小企業の業況判断D Iでございますが、製造業が前回2023年3月から1ポイント上昇のマイナス5、非製造業が3ポイント上昇の11となり、製造業・非製造業とも改善はみられますが、先行きの景況感については、製造業では期待が上回るも、非製造業では、物価高や人手不足など不安材料もあり、慎重な見方が出ているところでございます。また日銀水戸事務所が7月3日に発表した短観での県内の業況判断D Iでは、製造業がやや改善した一方、非製造業が悪化し、全産業で

は良い超幅がやや縮小した、としてございます。加えて、先行き2023年9月までの予測でございますが、非製造業が横ばいの一方、製造業が悪化し、全産業では良い超幅がやや縮小すると見込んでございます。今年の春季労使交渉では、中小企業含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施したと言われてございますが、日本経団連調査で全国の中小企業の賃上げ率は2.94%でございます。業績が改善しなくとも、人材確保、定着のために賃金を引き上げた防衛的賃上げを行った中小企業も一定程度存在していることもご認識いただきたいと思います。

続きまして基本的な考え方としましては、昨年度の最低賃金は、早期に全国加重平均1,000円以上との政府方針や、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した公益委員見解を参考にプラス31円という大幅な引上げとなり、本県においては目安額31円を1円上回る32円の引上げとなりました。最低賃金は、個別企業の経営状況にかかわらず、全ての労働者に適用されるものでございまして、経済を好循環させるために、賃上げの原資を確保するには、企業の生産性を向上させ、経営改善を進めていくことが大前提となります。最低賃金引上げの影響を受けやすい、中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠です。引上げの一方で、生産性を高めるための更なる行政支援策を講じていただくことを強くお願い致します。今年度は、政府の骨太の方針2023等への配慮が求められていることは承知しておりますし、使用者側としても、物価上昇の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性については理解しておりますが、最低賃金の決定にあたりましては、最低賃金法で定められた法の原則、すなわち労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して、都道府県ごとに決定されるという原則が近年忘れられがちかなと思いますので、この原点

を前提に慎重な審議が行われることをお願いしたいと思います。

最後になりますが、本日より審議がスタートしまして、業績が好調な企業はもちろんありますが、昨今の原料・エネルギーの高騰で深刻な影響を受けております、特に中小企業にとりましては、急激で大幅な最低賃金の引上げに対応することは厳しい状況であることもご理解いただきまして、そうした企業への配慮のもと審議を進めていく必要があることを、公益、労側委員の皆様にもご認識いただきたくよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、労働者側使用者側双方から基本的な考え方について述べていただきましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

よろしいですか。なければ、次の議題に入ります。議題(6)の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局より説明していただきます。

中島補佐

茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命についてご報告いたします。本年7月3日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の7月18日までに関係労使から推薦がありました。推薦がありました方につきましては、7月19日付けで最低賃金専門部会委員に任命されていることをご報告いたします。資料No.23、314ページに最低賃金専門部会委員の名簿を添付しておりますので、ご確認していただければと思います。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。続きまして、議題（7）その他に移ります。今後の審議日程について、事務局に説明していただきます。

川野室長

それでは、今後の審議会日程についてご説明いたします。第1回の専門部会はこのあと、この会場での開催となります。部会長、部会長代理の選出後、運営規程の決定、金額審議となります。専門部会委員に任命されました委員の皆様には、連日の金額審議となり大変恐縮でございますが、第2回専門部会は、明日8月3日木曜日15時30分から、第3回専門部会は、8月7日月曜日15時からこの会場での開催となります。予定ですと、第3回専門部会の議決後、遅い時間で大変申し訳ございませんが、第三回本審を8月7日月曜日17時頃から、この場での開催となります。専門部会の報告を受けまして、局長あての答申をいただきたいと存じます。8月初めの大変暑い中、また、タイトな日程で委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。また、第四回の本審は、異議申出についての異議審となります。答申を受けて金額を公示しますと、異議申出の期限が8月22日火曜日となりますので、異議申出があった場合には、8月23日水曜日10時からこの会場で開催を予定したいと思っております。異議申出があった場合には、事務局から速やかに連絡いたします。なお、異議申出がない場合には、審議会を中止とさせていただきます。

また、茨城県特定最低賃金改正にかかる申出書が、3産業より既に提出されておりますので、8月7日の第三回本審の議題に、特定最低賃金の改正についてということで、局長からの諮問を入れさせていただきたいと思っております。ご理解のほどどうぞよろしく願いいたします。以上です。

清山会長

はい。ただ今、審議日程の確認のための説明等がございましたけれども、何かご意見、ご質問がございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

それでは、委員の審議日程の確認を改めてお願いいたします。大変お忙しいところ連日の審議になりますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

他になければ、本日の審議を終了させていただきます。お疲れさまでした。